

「科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について」  
(中長期的課題に関する意見整理)

平成17年8月30日  
知的財産戦略専門調査会

・ 基本的認識

「知識経済」という新たな環境の下でイノベーションを生み出し、それらを経済活動の推進力としていくためには、知的創造活動を刺激・活性化し、その成果を知的財産として適切に保護し、それを有効に活用することが必要である。

このような観点から、第2期科学技術基本計画において、大学及び独立行政法人をはじめとする公的研究機関等(以下、「大学等」という)の研究成果である知的財産については、これまでの個人帰属から、機関帰属に速やかに移行し、機関一元管理を原則とした体制を整備すべきであるとされた。

これを受けて、大学等で生じた発明やマテリアル等の研究成果の機関一元管理が進められており(例:全国で187の国公私立大学が機関帰属化の方針を決定済み)、大学等における知的財産の管理・活用体制の整備は着実に進められている(例:知的財産の管理活用体制整備済みの国公私大学等の数は現在119)。また、知的財産の範囲についても、発明のみならず、考案、意匠、商標、データベース、プログラム、デジタルコンテンツ、有体物(マテリアル)、その他の技術情報やノウハウ等、相当広範な範囲を対象とするようになってきている。

このように、大学等の知的財産活動については、ここ数年間で権利取得のための体制整備が着実に進み、大学等の知的財産の活用を通じた产学研官連携を推進するための体制整備も進んできている。

今後、大学等は、知的創造活動の担い手として、その研究活動を通じて独創的かつ革新的な研究成果を生み出し、それを積極的に社会に還元することがこれまで以上に期待されている。

また、大学等で生じた発明等の知的財産の多くは、産業化され社会還元されるとが望まれていることから、「イノベーションの創出」をより重視し、効果的な产学研官連携を図っていくことが必要である。

大学は科学研究の推進及び優れた人材の育成を通じて社会に対して責任を負う存在であり、また、試験研究独立行政法人や国立試験研究機関は、国が掲げる政策目的の達成を使命としており、いずれも、技術開発や商業化によって利潤を追求する企業とはそのミッション等を異にする。大学等と産業界は、双方が異なる目的を有していることを尊重して、企業間の関係とは異なる新たな関係構築について理解、協力

をすることが望まれる。

また、近年、地方分権の流れの中で、地域の特性を活かした特色ある地域社会が実現されつつある。こうした中で、地方自治体においても、大学等を地域の核として、関連研究機関、研究開発型企業との産学官連携によって、革新的な技術開発を実現するなど、知的財産に関する取組が本格化しつつある。今後、知的財産の創造拠点たる大学等は、地域産業等と連携することによって、新たな知的財産を生み出すことが期待される。

### . 今後取り組むべき課題

#### 1. 大学等における知的財産創造基盤の整備

- (1) 大学等は、知的財産の創出などを通じた社会貢献のみならず、知的財産の創造基盤として科学技術に重点を置いた教育や基礎的な研究の充実を図ることにより、世界に通用する優れた人材育成や魅力ある大学等作りなど、大学等全体として活性化させる必要があるのではないか。
- (2) 大学等を活性化させてその教育研究の国際競争力を高め、また研究者の流動性・多様性を向上させるためには、これを阻害しないような知的財産の取り扱いルールなどを整備する必要があるのではないか。
- (3) 大学等の試験・研究活動における他者の特許発明の使用を円滑化するためのルールを整備普及し、大学等から優れた知的財産が円滑かつ継続的に生み出されてくるための自由な研究環境を確保する必要があるのではないか。
- (4) 科学技術の発展に寄与するため、特許情報や論文情報を効率的かつ安価に活用可能とするためのデータベース等情報環境を整備すべきではないか。また、大学等研究現場における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワーク等を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにする必要があるのではないか。

#### 2. 大学等における知的財産の管理活用体制の整備

- (1) 産学官連携の強化のための体制の整備は進んできたが、今後は、大学知的財産本部、TLO、産業界等、産学官連携に関わる各機関が引き続き努力し、共同研究契約やライセンス契約の柔軟性の担保等により、産学連携をより円滑に進めていくべきではないか。

- (2) 研究による知的財産の創造段階から、共同研究や技術移転等知的財産の活用段階までの一連の業務を効率的に推進するためには、大学等における知的財産システムを引き続き整備していく必要があるのではないか。
- (3) 全体として知的財産取得管理体制の整備は進んだが、大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。この問題についても適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないか。
- (4) 知的財産権の原則機関帰属化ルールの下で、研究者が異動した場合においても引き続き自己の研究が継続できるように、大学等における知的財産管理を整備普及していくべきではないか。
- (5) 产学官連携・技術移転に積極的に取り組む研究者・大学を適切に評価するシステムを確立すべきではないか。その評価は、単にロイヤリティ収入の額が多いといった一方的な評価とならないよう留意すべきではないか。
- (6) 国際競争力の源泉につながる基本技術を開発し、それを基本特許の取得につなげるため、産業界、大学等はともに、戦略的に知的財産の取組みを進めるべきではないか。

### 3. ライフサイエンス等分野特有の知的財産戦略の構築

- (1) ライフサイエンス分野(バイオテクノロジー・医薬等)については、他の技術分野に比して、以下のような特徴を有する。
- ・研究に要する費用が大きい。
  - ・研究開発から製品化までの時間が長くかかる。
  - ・基礎研究と応用研究、製品開発の差が小さい。
  - ・遺伝子やリサーチツール等研究の上流に位置し、代替性が低いものが多い。
  - ・1件の特許が商品に与える影響が大きい。(1商品1特許)
  - ・基礎的研究成果が商品(医薬等)として上市され、利益を生み出す確率が低い。
  - ・ヒット商品による利益は莫大である。
- このような技術分野は、ハイリスク・ハイリターンであるため、大学等の研究に対する依存性が高く、また、知的財産の活用戦略も他の分野と大きく異なる。また、この分野は我が国産業の国際競争力強化のための重点技術分野にもなっており、研究開発の国際競争力を産業の国際競争力に高めていくためには、知的財産戦略の推進をしていかなければならない。このような技術分野においては、その特徴を踏まえた産業分野別の国家知財戦略をとって行くべきではないか。

#### 4. 知的財産の保護制度の整備

- (1)大学等の研究における特許使用円滑化のルール整備普及による効果を見守る一方で、国際的な議論の動向等を踏まえ、試験研究やリサーチツールの特許法上の取扱いについて、検討をするべきではないか。
- (2)バイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験データの拡充等が必要なことが多いこと等を踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先権主張期間の延長、外国語出願の翻訳文提出期間の延長、拒絶理由通知の応答期間の延長など、制度の改善等について検討すべきではないか。
- (3)遺伝子治療・再生医療分野における最先端技術の動向について調査するとともに、将来の課題として、こうした技術の保護のあり方を検討する必要があるのではないか。
- (4)科学技術を融合させたデジタルコンテンツを保護する新しい仕組みについての検討をする必要があるのではないか。

#### 5. 地域における知的財産の戦略的活用の支援

- (1)地域における知的財産を活用した活動を振興すべきではないか。そのため、大学等と、地域企業、地方自治体の公設試験研究機関の連携強化を図るべきではないか。
- (2)大学等と地域企業との間で円滑な产学連携が進められ、特色ある知的財産の創造・活用が図られるためには、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの果たすべき役割は極めて重要である点を踏まえ、このような専門家の確保育成に積極的に取り組むべきではないか。

#### 6. 知的財産関連人材の育成

- (1)科学技術の振興のためには、創造性のある人材の育成が重要であるが、その研究成果を社会に活かしていくために、知的財産人材の育成をあわせて進めるべきではないか。
- (2)近年の知的財産の重要性の高まり、知的財産に関する業務の拡大を踏まえると、理系文系問わず知的財産に関する多種多様な人材の充実確保を図る必要があ

るのではないか。

- (3) 優れた研究成果を優れた知的財産としていくため、その広く強い権利化を目指し、そのための国際的視野を持った知的財産専門人材を、質量共に十分確保育成すべきではないか。

## 7. 知的財産学の整備・発達

- (1) 知的財産の適切な創造、保護、活用からなる知的創造サイクルを活性化させ、真の「知的財産立国」を実現するためには、知的財産を戦略的にマネージメントでき、国際的にも通用する様々な専門家を養成すると共に、国民全体が知的財産に対する正しい認識を持ち、これを尊重する社会を形成していく必要がある。そのためには、法律、科学技術、ビジネス、知的財産政策、国際面等を含めた学問体系を整備し、発達させることが求められているのではないか。
- (2) 情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、コンテンツ、法律、経営等の多様なアプローチに基づき、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進すべきではないか。